



## 令和6年2月県議会定例会提出予定条例案の概要

一部改正条例案28件、新設条例案3件、廃止条例案1件を提出予定です。

### 一部改正条例案（使用料・手数料関係）

| 番号 | 条例案の概要  |
|----|---|
| 1  | <p><b>長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案</b>（詳細は、別紙（P13）のとおり）</p> <p>(1) フレキシブルディスクカートリッジへの複写による収支報告閲覧対象文書の写しの交付の事務等の今後の実施が想定されなくなったことから、当該事務等に係る手数料の額の規定を削除します。</p> <p>(2) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物取扱者試験の事務等に係る手数料の額を改定します。</p> <p>(3) 諸経費の増減に伴い、林業種苗の生産事業者の登録の事務等に係る手数料の額を改定します。</p> <p>(4) 免疫血清注射の事務の今後の実施が想定されなくなったことから、当該事務に係る手数料の額の規定を削除します。</p> <p>(5) マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正により、マンションの管理に関する計画の認定制度が創設されたことに伴い、当該認定の審査手数料の額を定めます。</p> <p>(6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の名称の改正に伴い、同法を引用している規定の改正を行います。</p> <p style="text-align: center;">（令和6年4月1日（一部の規定は、同年5月1日）から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>消防課 026-233-4332 (FAX) E-mail: shobo@pref.nagano.lg.jp</p> <p>市町村課 026-232-2557 (FAX) E-mail: senkan@pref.nagano.lg.jp</p> <p>産業技術課 026-235-7197 (FAX) E-mail: sangi@pref.nagno.lg.jp</p> <p>園芸畜産課家畜防疫対策室<br/>026-235-7481 (FAX) E-mail: kachiku-boeki@pref.nagno.lg.jp</p> <p>森林づくり推進課 026-234-0330 (FAX) E-mail: shinrin@pref.nagno.lg.jp</p> <p>建築住宅課 026-235-7479 (FAX) E-mail: kenchiku@pref.nagno.lg.jp</p> </div> |

## 2

## 長野県文化会館条例の一部を改正する条例案

受益者負担の適正化を図るため、ホール等の利用料金の額を改定するほか、所要の改正を行います。

| 施設名    | 区分                        |    | 改定額<br>(円) | 現行額<br>(円) | 改定率<br>(%) |
|--------|---------------------------|----|------------|------------|------------|
| 県民文化会館 | 大ホール（平日に入場料を徴収しないで利用する場合） | 午前 | 56,400     | 46,200     | 22.1       |
|        |                           | 午後 | 95,900     | 78,500     | 22.2       |
|        | 会議室（第一会議室）                | 午前 | 2,600      | 1,900      | 36.8       |
|        |                           | 午後 | 4,400      | 3,200      | 37.5       |
| 伊那文化会館 | 大ホール（平日に入場料を徴収しないで利用する場合） | 午前 | 39,200     | 32,200     | 21.7       |
|        |                           | 午後 | 66,600     | 54,700     | 21.8       |
| 松本文化会館 | 大ホール（平日に入場料を徴収しないで利用する場合） | 午前 | 57,200     | 42,500     | 34.6       |
|        |                           | 午後 | 97,200     | 72,300     | 34.4       |
|        | 会議室（第一会議室）                | 午前 | 8,700      | 6,200      | 40.3       |
|        |                           | 午後 | 14,800     | 10,500     | 41.0       |

（令和6年4月1日から施行）

文化政策課 026-235-7284 (FAX) E-mail: geijutsu@pref.nagano.lg.jp

**3 長野県環境保全研究所試験検査手数料条例の一部を改正する条例案**

(1) 諸経費の増減に伴い、試験検査手数料の額を改定します。

| 区分       | 項目   | 改定額                   | 現行額                   | 改定率 (%) |      |
|----------|------|-----------------------|-----------------------|---------|------|
|          |      |                       |                       | 下限額     | 上限額  |
| 水質理化学試験  | 定性試験 | 6,400円                | 6,000円                | 6.7     |      |
|          | 定量試験 | 2,100円以上<br>18,000円以下 | 2,000円以上<br>16,000円以下 | 5.0     | 12.5 |
| 簡易な物理学試験 |      | 1,700円以上<br>3,300円以下  | 1,700円以上<br>3,100円以下  | -       | 6.5  |
| 細菌検査     |      | 5,600円以上<br>16,000円以下 | 5,000円以上<br>15,000円以下 | 12.0    | 6.7  |

(2) 諏訪湖環境研究センターの設置に伴い、条例の名称を「長野県環境及び保健衛生関係試験研究機関試験検査手数料徴収条例」に改めるほか、所要の改正を行います。

(令和6年4月1日から施行)

環境政策課 026-235-7491 (FAX) E-mail: kankyo@pref.nagano.lg.jp

**4 長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例案**

諸経費の増大に伴い薬剤感受性検査の事務に係る手数料の額を改定するとともに、受精卵移植の事務の今後の実施が想定されなくなったことから、当該事務に係る手数料の額の規定を削除します。

| 区分      | 改定額  | 現行額            | 改定率 (%) |
|---------|------|----------------|---------|
| 薬剤感受性検査 | 970円 | 880円           | 10.2    |
| 受精卵移植   | (廃止) | 5,200円～32,000円 | —       |

(令和6年4月1日から施行)

園芸畜産課家畜防疫対策室

026-235-7481 (FAX) E-mail: kachiku-boeki@pref.nagano.lg.jp

**5 長野県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案**

道路法施行令の一部改正により、道路の占用の許可対象に自動車専用道路に設ける自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設が加えられたことに伴い、県が管理する自動車専用道路において道路占用料を徴収する対象として同施設を加えます。

(令和6年4月1日から施行)

道路管理課 026-235-7369 (FAX) E-mail: michikanri@pref.nagano.lg.jp

**6 長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例案**

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料の額を改定するとともに、一部の手数料を廃止するほか、所要の改正を行います。

(1) 改定分

| 法律名         | 対象事務               | 改定額     | 現行額     | 改定率 (%) |
|-------------|--------------------|---------|---------|---------|
| 銃砲刀剣類所持等取締法 | 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習 | 14,000円 | 12,700円 | 10.2    |

(2) 廃止分

| 法律名                   | 対象事務    | 手数料額              |
|-----------------------|---------|-------------------|
| 警備業法                  | 認定証の再交付 | 2,000円            |
|                       | 認定証の書換え | 2,200円            |
| 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 | 認定証の再交付 | 1,700円            |
|                       | 認定証の書換え | 2,100円            |
| 探偵業の業務の適正化に関する法律      | 書面の交付   | 1,600円～<br>3,600円 |
|                       | 書面の再交付  | 1,100円            |

(令和6年4月1日から施行)

生活安全企画課

026-233-0108 (FAX) E-mail: police-seikatsuanzenkikaku@pref.nagano.lg.jp

交通企画課

026-233-1367 (FAX) E-mail: police-kotsukikaku@pref.nagano.lg.jp

一部改正条例案（その他）

| 番号 | 条 例 案 の 概 要  |
|----|--|
| 7  | <p><b>消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>消防団が活動しやすい環境を整え、消防団員の確保を図るため、消防団の活動に協力する事業所等を有する法人等に係る事業税の軽減措置の適用期限を令和8年度（改正前：令和5年度）まで延長するとともに、当該事業所等における消防団員の人数に応じて減税限度額を引き上げます。</p> <p style="text-align: right;">（令和6年4月1日から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                 消防課 026-233-4332 (FAX) E-mail: shobo@pref.nagano.lg.jp             </div>  |
| 8  | <p><b>個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用している規定について所要の改正を行います。</p> <p>(2) 個人番号を利用する県の独自事務に、生活に困窮する外国人に対する被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務を追加します。</p> <p>（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日（(2)は、令和6年4月1日）から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                 DX推進課 026-235-0517 (FAX) E-mail: dx-promo@pref.nagano.lg.jp             </div>    |
| 9  | <p><b>一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>(1) 公共交通機関の利用促進のため、通勤において、自家用車から公共交通機関への乗り継ぎ等のために駐車場を利用している職員に対し、当該駐車場の駐車料金に係る通勤手当を支給することとするほか、所要の改正を行います。</p> <p>(2) 県の支出に係る口座振込手数料の有料化に伴い、職員の給与の支給に際し、当該給与から控除することができる項目について整理するほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">（令和6年4月1日（(2)は、同年10月1日）から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                 人事課 026-235-7395 (FAX) E-mail: jinji@pref.nagano.lg.jp             </div> |

|    |   |
|----|---|
| 10 | <p><b>児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、新たに里親支援センターに関する基準を定めるほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(令和6年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>こども・家庭課児童相談・養育支援室<br/>026-235-7390 (FAX) E-mail: jido-shien@pref.nagano.lg.jp</p> </div>              |
| 11 | <p><b>医療法施行条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>医療法施行規則の一部改正に伴い、病院の従業者の基準を改めます。</p> <p style="text-align: right;">(令和6年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>医療政策課 026-223-7106 (FAX) E-mail: iryo@pref.nagano.lg.jp</p> </div>   |
| 12 | <p><b>貸付金免除条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>児童福祉法等の一部改正に伴い、同法等を引用している規定について所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(令和6年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>医師・看護人材確保対策課<br/>026-235-7377 (FAX) E-mail: ishikango@pref.nagano.lg.jp</p> </div>  |
| 13 | <p><b>長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>多様化する保育に対する需要に対応できる保育士の養成に資するため、長野県福祉大学校内で民間保育事業者が認可保育所を設置することに伴い、保育実習室を廃止します。</p> <p style="text-align: right;">(令和6年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>地域福祉課 026-235-7172 (FAX) E-mail: chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp</p> </div>                       |
| 14 | <p><b>長野県精神保健福祉センター条例及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、用語の整理を行うほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(令和6年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>保健・疾病対策課 026-235-7170 (FAX) E-mail: kokoronokenko@pref.nagano.lg.jp</p> </div> |

|    |  |
|----|--|
| 15 | <p><b>介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案</b></p> <p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、利用者の人権の擁護を推進するため、身体拘束等の禁止等の規定を全ての事業に適用することとするほか、所要の改正を行います。</p> <p>(令和6年4月1日(一部の規定は、同年6月1日)から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>介護支援課 026-235-7394 (FAX) E-mail: kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp</p> </div>  |
| 16 | <p><b>長野県立総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例案</b></p> <p>地方自治法等の一部改正に伴い、同法等の規定を引用している次に掲げる条例について所要の改正を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 長野県立総合リハビリテーションセンター条例</li> <li>(2) 長野県流域下水道条例</li> <li>(3) 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例</li> <li>(4) 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例</li> <li>(5) 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例</li> </ol> <p>(令和6年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>コンプライアンス・行政経営課<br/> 026-235-7030 (FAX) E-mail: comp-gyosei@pref.nagano.lg.jp<br/> 障がい者支援課 026-234-2369 (FAX) E-mail: shogai-shien@pref.nagano.lg.jp<br/> 生活排水課 026-235-7399 (FAX) E-mail: seikatsuhaisui@pref.nagano.lg.jp<br/> 経営推進課 026-235-7388 (FAX) E-mail: kigy@pref.nagano.lg.jp</p> </div> |
| 17 | <p><b>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、新たに就労選択支援に関する基準を定めるほか、所要の改正を行います。</p> <p>(令和6年4月1日(一部の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日)から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>障がい者支援課 026-234-2369 (FAX) E-mail: shogai-shien@pref.nagano.lg.jp</p> </div>   |

|    |   |
|----|---|
| 18 | <p><b>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、地域連絡推進会議の設置を義務付けるほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(令和6年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">       障がい者支援課 026-234-2369 (FAX) E-mail: shogai-shien@pref.nagano.lg.jp     </div> |
| 19 | <p><b>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案</b></p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、医療型児童発達支援に係る基準を児童発達支援に係る基準に一元化するほか、所要の改正を行います。</p> <p>(令和6年4月1日(一部の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日)から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">       障がい者支援課 026-234-2369 (FAX) E-mail: shogai-shien@pref.nagano.lg.jp     </div>  |
| 20 | <p><b>公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の基準に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>近年の子どもの心身の成長を考慮し、混浴に関するトラブルを防止するため、公衆浴場において混浴を制限する年齢を7歳に引き下げます。</p> <p style="text-align: right;">(令和6年10月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">       食品・生活衛生課 026-232-7288 (FAX) E-mail: shokusei@pref.nagano.lg.jp     </div>   |
| 21 | <p><b>長野県自然公園施設条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>志賀高原自然保護センターを山ノ内町へ移管することに伴い、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(令和6年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">       自然保護課 026-235-7498 (FAX) E-mail: shizenhogo@pref.nagano.lg.jp     </div>  |



| 22      | <p><b>長野県産業投資応援条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>製造業、情報サービス業等を営む法人等が行う投資を促進し、雇用の確保及び地域経済の発展を図るため、産業投資応援地域において当該法人等が家屋等を取得した場合における不動産取得税の課税免除及び補助の対象期間を、令和8年度（改正前：令和5年度）まで延長します。</p> <p style="text-align: right;">（公布の日から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>産業立地・IT振興課 026-235-7496 (FAX) E-mail: ritti-it@pref.nagano.lg.jp</p> </div>   |        |        |     |        |       |        |        |      |         |        |        |      |
|---------|---|--------|--------|-----|--------|-------|--------|--------|------|---------|--------|--------|------|
| 23      | <p><b>資金積立基金条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>(1) 法人等が行う奨学金返還支援に対し助成することにより、若手人材の確保及び定着の推進を図るため、長野県奨学金返還支援実施法人等助成基金を新設します。</p> <p>(2) 公立学校における情報通信機器の整備を図るため、長野県GIGAスクール構想加速化基金を新設します。</p> <p style="text-align: right;">（公布の日（(1)は、令和6年4月1日）から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>労働雇用課 026-235-7327 (FAX) E-mail: rodokoyo@pref.nagano.lg.jp<br/>         学びの改革支援課 026-235-7495 (FAX) E-mail: kyogaku@pref.nagano.lg.jp</p> </div>   |        |        |     |        |       |        |        |      |         |        |        |      |
| 24      | <p><b>信州登山案内人条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>(1) 諸経費の増減に伴い、信州登山案内人の試験の手数料の額を改定するとともに、受益者負担の適正化を図るため、更新の登録の事務に係る手数料の額を改定します。</p> <table border="1" data-bbox="359 1232 1444 1377"> <thead> <tr> <th>対象事務</th> <th>改定額</th> <th>現行額</th> <th>改定率（%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受験手数料</td> <td>6,500円</td> <td>4,800円</td> <td>35.4</td> </tr> <tr> <td>更新登録手数料</td> <td>2,400円</td> <td>1,500円</td> <td>60.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 優秀な登山ガイドの流出を防止し、安全な登山の一層の推進を図るため、更新の機を逸した者の登録について、失効から1年以内に限り試験を免除することとするほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">（令和6年4月1日から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>山岳高原観光課 026-235-7257 (FAX) E-mail: mt-tourism@pref.nagano.lg.jp</p> </div> | 対象事務   | 改定額    | 現行額 | 改定率（%） | 受験手数料 | 6,500円 | 4,800円 | 35.4 | 更新登録手数料 | 2,400円 | 1,500円 | 60.0 |
| 対象事務    | 改定額   | 現行額    | 改定率（%） |     |        |       |        |        |      |         |        |        |      |
| 受験手数料   | 6,500円  | 4,800円 | 35.4   |     |        |       |        |        |      |         |        |        |      |
| 更新登録手数料 | 2,400円  | 1,500円 | 60.0   |     |        |       |        |        |      |         |        |        |      |

25

**長野県建築基準条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案**

建築基準法等の一部改正に伴い、次のとおり改正します。

## (1) 長野県建築基準条例

建築物の主要構造部に関する耐火性の規制が緩和されたことを踏まえ、興行場等の出入口に関する配置基準及び百貨店又は物品販売業を営む店舗の敷地内の避難上有効な空地の基準を見直すほか、所要の改正を行います。

## (2) 長野県手数料徴収条例

既存不適格建築物に関する制限の適用除外に係る認定の対象が追加されたことに伴い、当該認定の審査手数料の額を定めます。

| 対象事務                      | 金額      |
|---------------------------|---------|
| 敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定 | 28,000円 |
| 道路内の建築制限の適用除外に係る認定        | 28,000円 |

(令和6年4月1日から施行)

建築住宅課 026-235-7479 (FAX) E-mail: kenchiku@pref.nagno.lg.jp

26

**長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例案**

森泉湯川発電所及び金峰山川発電所の新設に伴い、所要の改正を行います。

(公布の日から施行)

経営推進課 026-235-7388 (FAX) E-mail: kigyo@pref.nagano.lg.jp

27

**長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案**

県の支出に係る口座振込手数料の有料化に伴い、学校職員の給与の支給に際し、当該給与から控除することができる項目について整理するほか、所要の改正を行います。

(令和6年10月1日から施行)

教育政策課 026-235-7487 (FAX) E-mail: kyoiku@pref.nagano.lg.jp

義務教育課 026-235-7494 (FAX) E-mail: gimukyo@pref.nagano.lg.jp

高校教育課 026-235-7488 (FAX) E-mail: koko@pref.nagano.lg.jp

特別支援教育課 026-235-7459 (FAX) E-mail: tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp

|    |   |
|----|---|
| 28 | <p><b>長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>県の支出に係る口座振込手数料の有料化に伴い、警察職員の給与の支給に際し、当該給与から控除することができる項目について整理するほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">（令和6年10月1日から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 警務課 026-233-1367 (FAX) E-mail: police-keimu@pref.nagano.lg.jp </div> |
|----|---|

**新設条例案**

| 番号 | 条 例 案 の 概 要   |
|----|---|
| 29 | <p><b>女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例案</b></p> <p>（詳細は、別紙（P14）のとおり）</p> <p>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めます。</p> <p style="text-align: right;">（令和6年4月1日から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> こども・家庭課児童相談・養育支援室<br/> 026-235-7390 (FAX) E-mail: jido-shien@pref.nagano.lg.jp </div> |
| 30 | <p><b>長野県女性相談支援センター条例案</b>（詳細は、別紙（P14）のとおり）</p> <p>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、長野県女性相談支援センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めます。</p> <p style="text-align: right;">（令和6年4月1日から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> こども・家庭課児童相談・養育支援室<br/> 026-235-7390 (FAX) E-mail: jido-shien@pref.nagano.lg.jp </div>           |
| 31 | <p><b>県立ときわぎ寮条例案</b>（詳細は、別紙（P14）のとおり）</p> <p>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、県立ときわぎ寮の設置及び管理に関し必要な事項を定めます。</p> <p style="text-align: right;">（令和6年4月1日から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> こども・家庭課児童相談・養育支援室<br/> 026-235-7390 (FAX) E-mail: jido-shien@pref.nagano.lg.jp </div>                       |

## 廃止条例案

| 番号 | 条 例 案 の 概 要   |
|----|---|
| 32 | <p data-bbox="292 197 1461 277"><b>旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例案</b></p> <p data-bbox="320 315 1461 472">健康保険法等の一部を改正する法律の規定により令和6年3月31日までなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設に係る基準がその効力を失うことに伴い、旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例を廃止します。</p> <p data-bbox="1043 506 1445 539">(令和6年4月1日から施行)</p> <div data-bbox="309 568 1449 633" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p data-bbox="328 589 1331 622">介護支援課 026-235-7394 (FAX) E-mail: kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp</p></div> |

## 確かな暮らしを守り、 信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン 3.0  
~大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために~

[長野県総合5か年計画推進中]

|        |  |
|--------|--|
| (問合せ先) |  |
| 担 当    | 総務部情報公開・法務課法務係<br>重野、根本                        |
| 電 話    | 026-235-7057 (直通)<br>026-232-0111 (代表) 内線 2287 |
| F A X  | 026-235-7370                                   |
| 電子メール  | kokai@pref.nagano.lg.jp                        |

(別紙)

「長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案」の概要

(1) 消防法関係

| 対象事務              |    | 改定額     | 現行額     | 改定率 (%) |
|-------------------|----|---------|---------|---------|
| 危険物取扱者試験          | 甲種 | 7,200 円 | 6,600 円 | 9.1     |
|                   | 乙種 | 5,300 円 | 4,600 円 | 15.2    |
|                   | 丙種 | 4,200 円 | 3,700 円 | 13.5    |
| 危険物の取扱作業の保安に関する講習 |    | 5,300 円 | 4,700 円 | 12.8    |
| 消防設備士試験           | 甲種 | 6,600 円 | 5,700 円 | 15.8    |
|                   | 乙種 | 4,400 円 | 3,800 円 | 15.8    |

(2) 高圧ガス保安法関係

| 対象事務  | 金額      |
|---|---------|
| 高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査（移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする者のうち、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 4 第 1 項の許可を受けた者による申請の場合） | 6,000 円 |

(3) 林業種苗法関係

| 対象事務（主なもの）           | 改定額     | 現行額     | 改定率 (%) |
|----------------------|---------|---------|---------|
| 林業種苗の生産事業者の登録        | 6,300 円 | 6,500 円 | △3.1    |
| 林業種苗の生産事業者の登録証の書換え交付 | 3,500 円 | 3,600 円 | △2.8    |

(4) 建築基準法関係

| 対象事務      | 改定額                     | 現行額                     | 改定率 (%)  |
|-----------|-------------------------|-------------------------|----------|
| 構造計算適合性判定 | 110,000 円～<br>680,000 円 | 100,000 円～<br>640,000 円 | 5.3～10.0 |

(5) マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係

| 対象事務（主なもの）       |                      | 金額       |
|------------------|----------------------|----------|
| マンションの管理計画の認定    | 指定機関による事前確認がされた場合    | 4,000 円  |
|                  | 指定機関による事前確認がされていない場合 | 26,000 円 |
| マンションの管理計画の認定の更新 | 指定機関による事前確認がされた場合    | 4,000 円  |
|                  | 指定機関による事前確認がされていない場合 | 26,000 円 |
| マンションの管理計画の変更の認定 | 指定機関による事前確認がされていない場合 | 13,000 円 |

○ 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日（一部の規定は、同年 5 月 1 日）

女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例案  
 長野県女性相談支援センター条例案  
 県立ときわぎ寮条例案

こども・家庭課児童相談・養育支援室

1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定について

困難な問題を抱える女性への支援については、従来、売春をなすおそれのある女性の保護更生を目的とした売春防止法を根拠にしていたが、女性をめぐる課題が複雑化、多様化及び複合化している現状を踏まえ、女性の人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、新たな支援の枠組みを構築するため、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が制定された。

【現行法と新法の比較】

|       | 売春防止法（現行）              | 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）                 |
|-------|------------------------|---|
| 対象    | 売春をなすおそれのある女子          | 困難な問題を抱える女性<br>そのおそれのある女性<br>(同伴する家族を含む。) |
| 目的    | 補導処分<br>保護更生           | 女性の福祉増進<br>人権の尊重及び擁護<br>男女平等              |
| 関係施設等 | 婦人相談所<br>(長野県女性相談センター) | 女性相談支援センター<br>(長野県女性相談支援センター)             |
|       | 婦人相談員                  | 女性相談支援員                                   |
|       | 婦人保護施設<br>(県立ときわぎ寮)    | 女性自立支援施設<br>(県立ときわぎ寮)                     |

## 2 条例案の制定の理由及び主な内容

### (1) 女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例案

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める（現行の婦人保護施設の設備及び運営に関する基準に関する条例は、廃止する。）。

#### 【条例案の主な内容】

|      |   |
|------|---|
| 主な基準 | <ul style="list-style-type: none"><li>・非常災害計画、業務継続計画等の策定の義務付け</li><li>・職員配置基準、設備基準、居室定員</li><li>・入所者の意向を踏まえた個別支援計画作成の義務付け</li><li>・食事の提供、保健衛生等</li><li>・関係機関との連携の義務付け</li></ul> |
|------|---|

### (2) 長野県女性相談支援センター条例案

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、長野県女性相談支援センターの設置及び管理に関し必要な事項を定める（現行の長野県女性相談センター条例は、廃止する。）。

#### 【長野県女性相談支援センターの概要】

|      |  |
|------|--|
| 所在地  | 長野市  |
| 主な業務 | <ul style="list-style-type: none"><li>・困難な問題を抱える女性及びDV被害者の相談対応</li><li>・困難な問題を抱える女性及びDV被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護（同伴家族を含む。）</li><li>・困難な問題を抱える女性及びDV被害者に対する情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助</li></ul> |

### (3) 県立ときわぎ寮条例案

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、県立ときわぎ寮の設置及び管理に関し必要な事項を定める（現行の県立ときわぎ寮条例は、廃止する。）。

#### 【県立ときわぎ寮の概要】

|      |   |
|------|---|
| 所在地  | 長野市   |
| 主な業務 | <ul style="list-style-type: none"><li>・困難な問題を抱える女性及びDV被害者を入所させて行う次の業務<ul style="list-style-type: none"><li>①保護</li><li>②心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助</li><li>③自立の促進のための生活支援</li></ul></li><li>・退所した者の相談その他の援助</li></ul> |
| 定員   | 20人   |

## 3 施行期日

令和6年4月1日

(別紙)

「長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案」の概要

(1) 消防法関係

| 対象事務              |    | 改定額     | 現行額     | 改定率 (%) |
|-------------------|----|---------|---------|---------|
| 危険物取扱者試験          | 甲種 | 7,200 円 | 6,600 円 | 9.1     |
|                   | 乙種 | 5,300 円 | 4,600 円 | 15.2    |
|                   | 丙種 | 4,200 円 | 3,700 円 | 13.5    |
| 危険物の取扱作業の保安に関する講習 |    | 5,300 円 | 4,700 円 | 12.8    |
| 消防設備士試験           | 甲種 | 6,600 円 | 5,700 円 | 15.8    |
|                   | 乙種 | 4,400 円 | 3,800 円 | 15.8    |

(2) 高圧ガス保安法関係

| 対象事務  | 金額      |
|---|---------|
| 高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査（移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする者のうち、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 4 第 1 項の許可を受けた者による申請の場合） | 6,000 円 |

(3) 林業種苗法関係

| 対象事務（主なもの）           | 改定額     | 現行額     | 改定率 (%) |
|----------------------|---------|---------|---------|
| 林業種苗の生産事業者の登録        | 6,300 円 | 6,500 円 | △3.1    |
| 林業種苗の生産事業者の登録証の書換え交付 | 3,500 円 | 3,600 円 | △2.8    |

(4) 建築基準法関係

| 対象事務      | 改定額                     | 現行額                     | 改定率 (%)  |
|-----------|-------------------------|-------------------------|----------|
| 構造計算適合性判定 | 110,000 円～<br>680,000 円 | 100,000 円～<br>640,000 円 | 5.3～10.0 |

(5) マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係

| 対象事務（主なもの）       |                      | 金額       |
|------------------|----------------------|----------|
| マンションの管理計画の認定    | 指定機関による事前確認がされた場合    | 4,000 円  |
|                  | 指定機関による事前確認がされていない場合 | 26,000 円 |
| マンションの管理計画の認定の更新 | 指定機関による事前確認がされた場合    | 4,000 円  |
|                  | 指定機関による事前確認がされていない場合 | 26,000 円 |
| マンションの管理計画の変更の認定 | 指定機関による事前確認がされていない場合 | 13,000 円 |

○ 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日（一部の規定は、同年 5 月 1 日）



女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例案  
 長野県女性相談支援センター条例案  
 県立ときわぎ寮条例案

こども・家庭課児童相談・養育支援室

1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定について

困難な問題を抱える女性への支援については、従来、売春をなすおそれのある女性の保護更生を目的とした売春防止法を根拠にしていたが、女性をめぐる課題が複雑化、多様化及び複合化している現状を踏まえ、女性の人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、新たな支援の枠組みを構築するため、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が制定された。

【現行法と新法の比較】

|       | 売春防止法（現行）              | 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）                 |
|-------|------------------------|---|
| 対象    | 売春をなすおそれのある女子          | 困難な問題を抱える女性<br>そのおそれのある女性<br>(同伴する家族を含む。) |
| 目的    | 補導処分<br>保護更生           | 女性の福祉増進<br>人権の尊重及び擁護<br>男女平等              |
| 関係施設等 | 婦人相談所<br>(長野県女性相談センター) | 女性相談支援センター<br>(長野県女性相談支援センター)             |
|       | 婦人相談員                  | 女性相談支援員                                   |
|       | 婦人保護施設<br>(県立ときわぎ寮)    | 女性自立支援施設<br>(県立ときわぎ寮)                     |

## 2 条例案の制定の理由及び主な内容

### (1) 女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例案

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める（現行の婦人保護施設の設備及び運営に関する基準に関する条例は、廃止する。）。

#### 【条例案の主な内容】

|      |   |
|------|---|
| 主な基準 | <ul style="list-style-type: none"><li>・非常災害計画、業務継続計画等の策定の義務付け</li><li>・職員配置基準、設備基準、居室定員</li><li>・入所者の意向を踏まえた個別支援計画作成の義務付け</li><li>・食事の提供、保健衛生等</li><li>・関係機関との連携の義務付け</li></ul> |
|------|---|

### (2) 長野県女性相談支援センター条例案

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、長野県女性相談支援センターの設置及び管理に関し必要な事項を定める（現行の長野県女性相談センター条例は、廃止する。）。

#### 【長野県女性相談支援センターの概要】

|      |  |
|------|--|
| 所在地  | 長野市  |
| 主な業務 | <ul style="list-style-type: none"><li>・困難な問題を抱える女性及びDV被害者の相談対応</li><li>・困難な問題を抱える女性及びDV被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護（同伴家族を含む。）</li><li>・困難な問題を抱える女性及びDV被害者に対する情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助</li></ul> |

### (3) 県立ときわぎ寮条例案

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、県立ときわぎ寮の設置及び管理に関し必要な事項を定める（現行の県立ときわぎ寮条例は、廃止する。）。

#### 【県立ときわぎ寮の概要】

|      |   |
|------|---|
| 所在地  | 長野市   |
| 主な業務 | <ul style="list-style-type: none"><li>・困難な問題を抱える女性及びDV被害者を入所させて行う次の業務<ul style="list-style-type: none"><li>①保護</li><li>②心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助</li><li>③自立の促進のための生活支援</li></ul></li><li>・退所した者の相談その他の援助</li></ul> |
| 定員   | 20人   |

## 3 施行期日

令和6年4月1日